

著作権用語

★著作権とは？

著作者の権利として定められる権利のうち、財産的利益の保護を目的とする権利です。
著作権には以下の権利があります。

○複製権

→著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に再製する権利

○上演権・演奏権

→著作物を公に上演したり、演奏したりする権利

○上映権

→著作物を公に上映する権利

○公衆送信権・伝達権

→著作物を自動公衆送信（※）したり、放送したり、有線放送したり、それらの公衆送信された著作物を、受信装置を使って公に伝達する権利

○口述権

→著作物を朗読などの方法で、口頭で公に伝える権利

○展示権

→美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利

○頒布権

→映画の著作物の複製物を頒布（譲渡・貸与）する権利

○譲渡権

→映画以外の著作物の原作品または複製物を公衆へ譲渡する権利

○貸与権

→映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利

○翻訳権・翻案権など

→著作物を翻訳、編曲、変形、翻案する権利（二次的著作物を創作することに及ぶ権利）

○二次的著作物の利用権

→自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用（上記の各権利に係る行為）することについて、二次的著作物の著作権者が持つものと同じ権利